

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎歴史文化博物館及び長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムの指定管理者の指定 ・漁業災害補償法に基づく加入区設定の一部改正 ・公有水面埋立ての免許 ・保安林の指定の予定（3件） ・保安林の指定の解除の予定（2件） ・道路の供用開始 ・一般競争入札の参加者の資格等 	<p>所管課（室）名</p> <p>文化振興課</p> <p>水産経営課</p> <p>漁港漁場課</p> <p>林政課</p> <p>〃</p> <p>道路維持課</p> <p>物品管理室</p>
<p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗の変更事項届出（2件） ・契約者等 ・土地改良区の定款変更の認可 ・土地区画整理審議会委員の候補者 ・土地区画整理審議会委員の無投票 ・一般競争入札の実施 	<p>経営支援課</p> <p>農産園芸課</p> <p>農村整備課</p> <p>住宅課</p> <p>〃</p> <p>物品管理室</p>

告 示

長崎県告示第702号

長崎歴史文化博物館条例（平成16年長崎県条例第56号）第3条の規定により、長崎歴史文化博物館及び長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムの指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年10月22日

長崎県知事 中村 法道

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎歴史文化博物館 長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉 ミュージアム	東京都港区台場2丁目3番4号 株式会社 乃村工藝社 代表取締役 社長執行役員 榎本 修次	令和4年4月1日から 令和10年3月31日まで

長崎県告示第703号

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（昭和49年長崎県告示第1988号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月22日

長崎県知事 中村 法道

2の表中

西海大崎第一加入区	西海大崎漁業協同組合の地区のうち旧崎戸町漁業協同組合の区域	1 平島の区域の小型合併漁業及び刺網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 2 江島の区域の小型合併漁業 3 蛸浦郷及び本浦郷の区域の小型合併漁業 4 小型定置漁業
西海大崎第二加入区	西海大崎漁業協同組合の地区のうち旧大島町漁業協同組合の区域	小型合併漁業
西海大崎第三加入区	西海大崎漁業協同組合の地区のうち旧面高漁業協同組合の区域	1 小型合併漁業 2 中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が5トン以上20トン未満であるものをいう。） 3 小型定置漁業（落とし網以外を使用するものをいう。）
西海大崎第四加入区	西海大崎漁業協同組合の地区のうち旧七釜漁業協同組合の区域	1 小型合併漁業 2 小型定置漁業（落とし網以外を使用するものをいう。）

を

西海大崎加入区	西海大崎漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業及び刺網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 2 中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が5トン以上20トン未満であるものをいう。） 3 小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。） 4 小型定置漁業（落とし網以外を使用するものをいう。）
---------	---------------	--

に改める。

長崎県告示第704号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和3年10月22日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての免許年月日 令和3年10月11日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名
 名 称 五島市
 所 在 地 長崎県五島市福江町1番1号
 代表者氏名 五島市長 野口 市太郎
 代表者住所 長崎県五島市東浜町3丁目5番28号
- 3 埋立ての区域
 (1) 位 置 長崎県五島市小泊町1330番3の地先公有水面
 (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
 (3) 面 積 3.08平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 (1) 位 置 五島市小泊町1330番3及び同地先公有水面
 (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
 (3) 面 積 369.53平方メートル
- 5 埋立地の用途 護岸敷、物揚場敷

長崎県告示第705号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和3年10月22日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所
西海市西彼町小迎郷字大子3665、3666、3668の3、3668の4、3669、3670
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第706号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和3年10月22日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所
南島原市北有馬町己字金蔵地357のイ第1、357のロ、394、404、406、408の第1、408の2、408の3、418
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第707号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年10月22日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所
南松浦郡新上五島町小串郷字仁蔵谷145の1・161の3・161の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、161の1、字栄浦162の1、162の5、164の1、199、203の1、204から208まで、209の2、277の1、277の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字仁蔵谷161の1・161の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、161の4、栄浦205・207（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、162の1、206
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第708号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除しようとする旨の通知を受けた。

令和3年10月22日

長崎県知事 中村 法道

- 1 解除予定保安林の所在場所
西海市大島町字百合岳下7957の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第709号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和3年10月22日

長崎県知事 中村 法道

- 1 解除予定保安林の所在場所
西海市大島町字百合岳下7957の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年10月22日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 長崎空港線	大村市森園町663番3地先から 大村市森園町1484番1地先まで	令和3年10月22日

長崎県告示第711号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年10月22日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

① 3 入札第126号	電子計算機ネットワークシステム (CAD)	1 組
② 3 入札第127号	電子計算機ネットワークシステム (CAD)	1 組
③ 3 入札第128号	電子計算機ネットワークシステム (CAD)	1 組
④ 3 入札第129号	電子計算機ネットワークシステム (CAD)	1 組

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (4) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (5) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (7) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和3年11月8日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕 〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕 長崎県出納局物品管理室

〔電話〕 095-895-2881

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕 <https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のイからロまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に

より関係書類を縦覧に供する。

令和3年10月22日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

プラットモール

長崎県長崎市川口町70番6

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

J R西日本プロパティーズ株式会社

東京都港区芝五丁目34番6号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

J R西日本プロパティーズ株式会社 代表取締役 大久保 憲一

(変更後)

J R西日本プロパティーズ株式会社 代表取締役 森 克明

イ 大規模小売店舗の名称

(変更前)

(仮称)長崎市川口町商業施設開発P J

(変更後)

プラットモール

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

(㍿)株式会社ニトリ 代表取締役 白井 俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

(変更後)

(㍿)株式会社ニトリ 代表取締役 武田 政則

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

(㍿)株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治

長崎県佐世保市大塔町6-1

(㍿)株式会社ココカラファイン 代表取締役 塚本 厚志

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

(4) 変更の年月日

(3)ア 令和2年6月18日

(3)イ 令和3年9月1日

(3)ウ(㍿) 令和2年2月21日

(3)ウ(イ)、(ウ) 令和3年9月1日

2 届出年月日

令和3年9月17日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年10月22日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

プラットモール

長崎県長崎市川口町70番6

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

J R西日本プロパティーズ株式会社

東京都港区芝五丁目34番6号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）建物内西側（荷さばき施設No.1） 72平方メートル

建物内西側（荷さばき施設No.2） 81平方メートル 計153平方メートル

（変更後）建物内西側（荷さばき施設No.1） 77平方メートル

建物内西側（荷さばき施設No.2） 80平方メートル 計157平方メートル

② 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）建物内西側（廃棄物保管施設No.1） 33.28立方メートル

建物内西側（廃棄物保管施設No.2） 29.97立方メートル 計63.25立方メートル

（変更後）建物内西側（廃棄物保管施設No.1） 46.73立方メートル

建物内西側（廃棄物保管施設No.2） 25.53立方メートル 計72.26立方メートル

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設No.1 午前6時～午後10時

（変更後）荷さばき施設No.1 午前0時～午後12時

(4) 変更の年月日

令和3年10月22日

2 届出年月日

令和3年9月17日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和3年10月22日

長崎県知事 中村 法道

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

ユーゲサイドD（テックス板） 164,000枚

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県農林部農産園芸課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年8月13日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
鹿児島県鹿児島市南栄2丁目9番地
サンケイ化学株式会社 代表取締役 福谷 明
- 5 随意契約に係る契約金額
44,198,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第11条第1項第1号の規定に該当するため。

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年5月30日総会議決）を認可した。

令和3年10月22日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 豆殿土地改良区
認可年月日 令和3年10月14日

土地区画整理審議会委員の候補者（公告）

長崎都市計画事業高田南土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった候補者は次のとおりであるので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）の規定により公告する。

令和3年10月22日

長崎県知事 中村 法道

1 宅地所有者が選挙する委員の候補者

氏 名	住 所
森 内 直 樹	西彼杵郡長与町高田郷1番地
山 崎 英 雄	西彼杵郡長与町高田郷2223番地1
永 山 京 子	長崎市岩川町4番4号
柿 田 和 男	西彼杵郡長与町高田郷6番地2
中 村 一 字	西彼杵郡長与町本川内郷2459番地1
坪 田 伸 生	西彼杵郡長与町高田郷2098番地19
森 泰 三	西彼杵郡長与町高田郷2144番地

2 借地権者が選挙する委員の候補者

氏 名	住 所
道ノ尾自治会	西彼杵郡長与町高田郷139番地3 402号

土地区画整理審議会委員の無投票（公告）

令和3年10月31日に実施予定の長崎都市計画事業高田南土地区画整理審議会委員の選挙については、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により投票を行わない。

令和3年10月22日

長崎県知事 中村 法道

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年10月22日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項**(1) 購入物品及び数量**

① 3 入札第126号	電子計算機ネットワークシステム (CAD)	1 組
② 3 入札第127号	電子計算機ネットワークシステム (CAD)	1 組
③ 3 入札第128号	電子計算機ネットワークシステム (CAD)	1 組
④ 3 入札第129号	電子計算機ネットワークシステム (CAD)	1 組

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和4年3月25日

(4) 納入場所及び条件

納入場所 ① 3 入札第126号 長崎県立長崎鶴洋高等学校（長崎市末石町157-1）
② 3 入札第127号 長崎県立佐世保工業高等学校（佐世保市瀬戸越3-3-30）
③ 3 入札第128号 長崎県立諫早農業高等学校（諫早市立石町1003）
④ 3 入札第129号 長崎県立鹿町工業高等学校（佐世保市鹿町町土肥ノ浦110）

条 件 仕様書のとおり

(5) 入札の方法

前記(1)の物品ごとにそれぞれを入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（電話）095-895-2881

（提出期限）令和3年11月8日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和3年11月22日 17時00分

8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和3年11月12日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和3年11月24日10時00分 開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和3年11月22日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

- (7) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
 - ①Electronic computer network systems
CAD Specification, 1 set
 - ②Electronic computer network systems
CAD Specification, 1 set
 - ③Electronic computer network systems
CAD Specification, 1 set
 - ④Electronic computer network systems
CAD Specification, 1 set
- (2) Delivery period:
March 25, 2022
- (3) Delivery place:
 - ①157-1 Sueishi-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefectural Nagasaki Kakuyo High School

②3-3-30 Setogoe, Sasebo City,
Nagasaki Prefectural Sasebo Technical High School

③1003 Tateishi-machi, Isahaya City,
Nagasaki Prefectural Isahaya Agricultural High School

④110 Doinoura, Sikamachi-machi, Sasebo City,
Nagasaki Prefectural Sikamachi Technical High School

(4) Time-limit for tender by registered mail :
5:00 p.m. November 22, 2021

(5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. November 24, 2021

(6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一
二一一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト